

令和5年 第2回
高槻市環境・温暖化対策審議会

資料1

太陽光発電施設の設置に係る条例について

令和5年8月18日
高槻市 環境政策課

(1) 検討の方向性

○太陽光発電施設は、気候変動対策の一環として再生可能エネルギーの増加を図るために、設置が推進されている。

○一方で、大規模なものを中心に、**太陽光発電施設が無秩序に設置されると、自然環境・生活環境・景観の悪化、土砂災害が生じる恐れ**がある。

さらに、地域の理解が得られていない場合は、これらの影響を懸念して、**住民トラブル**が生じる場合もある。

○このようなことから、地域に大きな影響を及ぼす可能性のある太陽光発電施設の設置に対しては、一定のルールを定めて対応することが必要である。

そのため、**太陽光発電施設の設置にかかる条例を新たに制定**し、設置に際してのルールを定めることとする。

(1) 目的及び基本理念

○目的

太陽光発電施設の設置に関し必要な事項を定めることにより、**自然環境、生活環境、景観の保全**及び**災害の未然防止**を図り、もって**市民生活の安全と安心**を確保する。

○基本理念

本市の自然環境、生活環境及び景観は、**市民の長年にわたる努力によって形成**されてきたことに鑑み、**かけがえのない財産として将来にわたって市民がその恵沢を享受**することができるよう、地域の意向を踏まえて、その保全が図られなければならない。

(2) 責務

○事業者の責務

- ・ 事業区域を常時安全かつ良好な状態となるよう運用
- ・ 近隣関係者との良好な関係、苦情時には誠意をもって対応
- ・ 事故や災害時には、速やかな解決と再発防止

○土地所有者等の責務

- ・ 事業区域内の適正管理

(3)太陽光発電事業実施時の手続き

1) 骨子

- 太陽光発電施設を設置する際に、“**特定の要件**”に合致する場合は、“**各種の手続き**”と“**施設設置基準**”の遵守を求める。

2)条例の対象とする“特定の要件”

- 施設形態**
- 区域**（他法令で定める区域）
- 施設規模**

3)事業者を求める“各種の手続き”

- 行政への届出**
- 近隣関係者への説明**

4)事業者が守るべき“施設設置基準”

- 自然環境・生活環境・景観・防災への配慮

(1) 施設形態

施設形態	考え方	方向性
建築物の屋上、 駐車場の屋根等	・これまでの実績から、設置による影響は軽微であると想定される。	対象外
野立て	・地面に架台を設けて設置する形態。 ・周辺の生活環境、自然環境、景観、防災に影響が生じる可能性がある。	対象
水上、田畑	・住宅地に隣接している場合も多く、設置による影響が一定想定される。	対象

<まとめ>

○建築物の屋上や駐車場の屋根等に設置される太陽光発電施設は規制対象外とし、
それ以外の**野立て等の太陽光発電施設の設置を対象**とする。

3. 特定の要件

(1) 施設形態（参考：他自治体の状況）

- 以下に、太陽光発電施設の設置に係る条例を制定している地方自治体のうち、64の事例について調査した結果を示している。
- 建物屋上等は殆どの自治体で対象外となっている。
- 一方、野立て・水上・営農型（農地の上）は多くの自治体で対象となっている。

表 条例の対象とする設置形態

	建物屋上等	野立て	水上	営農型
対象としている自治体数	3	64	60	61
割合	5%	100%	94%	95%

(2) 区域（他法令に定めのある区域）

○以下のエリアを「保全区域」として位置づけし、本条例に基づく手続きを求めることとする。

- ① **良好な自然環境を保全する必要があると認められる区域**
（例：自然公園、農地、地域森林計画対象民有林など）
- ② **生活環境を保全する必要があると認められる区域**
（例：住居系の用途地域）
- ③ **地域を象徴する景観を保全する必要があると認められる区域**
（例：指定文化財、埋蔵文化財包蔵地、風致地区）
- ④ **自然災害が発生するおそれが高いと認められる区域**
（例：砂防指定地、土砂災害警戒区域など）

(2) 区域（他法令に定めのある区域）

○想定している区域

	区 域 名
自然環境	自然公園、自然環境保全地域、近郊緑地保全区域、農地、地域森林計画対象民有林
生活環境	住居系地域（第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び田園住居地域）
景観	指定文化財、登録文化財及び周知の埋蔵文化財包蔵地、風致地区
災害の未然防止	河川区域、河川保全区域、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、砂防指定地、山地災害危険地区

3. 特定の要件

(2) 区域（他法令に定めのある区域）

○市域の約8割が対象
になる見込み。

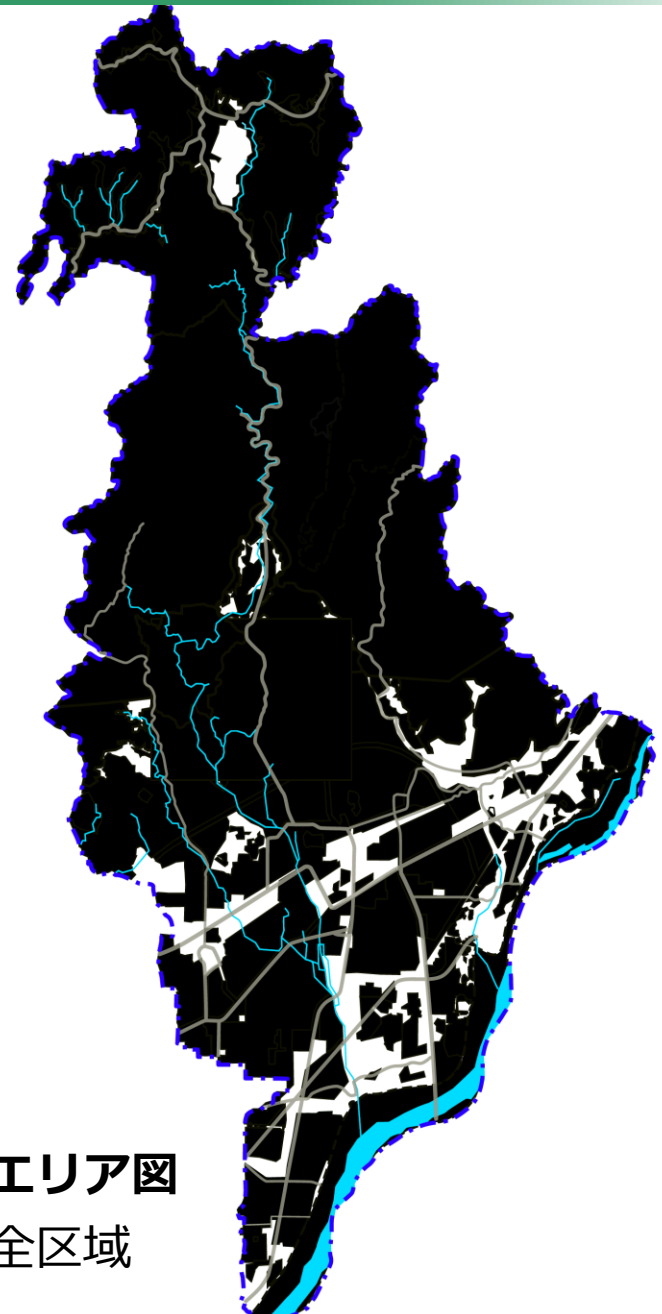


図 保全区域のエリア図

※黒塗部分が保全区域

(3) 規模

○設置に伴う影響を鑑みて、一定規模以上を対象とする。

	【案1】	【案2】	【案3】
面積	100m ² ～	500m ² ～	10,000m ² ～(1km ²)
発電出力	約10kW～	約50kW～	約1,000kW～
内容	事業用太陽光発電施設の最小規模	<ul style="list-style-type: none"> ・高圧事業用の規模 ・市開発条例と同等規模 ・電気事業法の技術基準適用規模 	<ul style="list-style-type: none"> ・通称メガソーラー ・林地開発許可が必要となる面積は以前は10,000m²(現在は5,000m²)
設置件数 (FIT等の認定のみ)	約400件	23件	2件
		野立 2件 建物屋上21件	建物屋上 2件
評価	△	◎	○



○市内の設置状況や他法令を鑑み、**500m²以上を条例対象**

○なお、周辺環境への影響を考慮して、**10,000m²以上の野立て等は区域に関わらず対象**とする

3. 特定の要件

(3) 規模（参考：他自治体の状況）

○条例を制定している自治体のうちの73%は、500m²（50kW）以上の施設に対して、条例を適用している。

表 条例の適用対象となる施設規模

	0m ² ～	100m ² ～	200m ² ～	500m ² ～
対象自治体数	4	28	31	47
累計割合	6%	44%	48%	73%
	1,000m ² ～	5,000m ² ～	10,000m ² ～	20,000m ² ～
対象自治体数	59	63	63	64
累計割合	92%	98%	98%	100%

(4) まとめ

○本条例の対象とする太陽光発電施設は、以下の3要件を満たすものとする。

① **野立て等**、建物屋上や駐車場屋根以外に設置されるもの

② **保全区域内に設置**されるもの

- ・ 生活環境を保全する必要があると認められる区域
- ・ 良好な自然環境を保全する必要があると認められる区域
- ・ 地域を象徴する景観を保全する必要があると認められる区域
- ・ 自然災害が発生するおそれが高いと認められる区域

③ **500㎡以上の事業区域**を有するもの

- ・ ただし、10,000㎡以上は保全区域にかかわらず対象

4. 各種の手続き

(1) 行政への手続き

- 公害関係法令と同様に、太陽光発電施設の設置に先立ち、事業者へ届出を求めることとする。
- 適切な施設設置に向けた十分な指導機会を確保するため、「事前協議」→「事前協議完了通知発出」→「届出」からなる運用とする。
- 施設設置基準を満足しない場合、近隣関係者との協議不足、保全区域を含む場合などは、事業の中止を求めたり、協議完了通知の発出を見合わせることも可能とする。

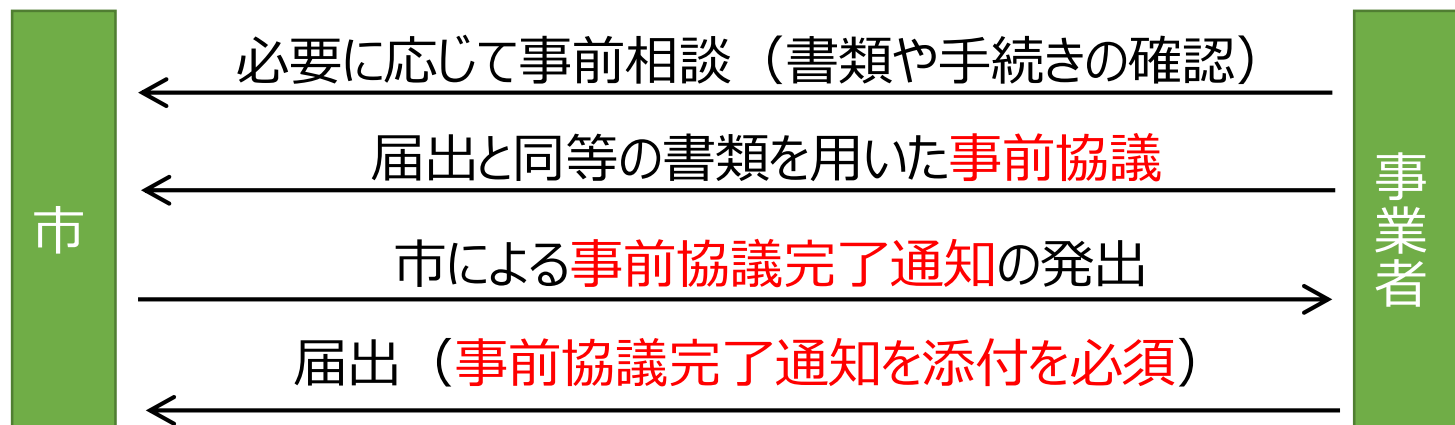


図 運用手順

4. 各種の手続き

(1) 行政への手続き（届出書類）

- ・事業者の住所、氏名（法人名、代表者名、事業所所在地）
- ・事業区域の所在地、面積、確定測量図、土地所有者の同意書
- ・計画平面図、造成計画、排水計画など
- ・太陽光発電施設の出力、施設位置、設置方法など
- ・施工計画書
- ・近隣関係者との協議経過
- ・他法令による許可等の状況
- ・施設設置基準を満足していることを明らかにした図書
- ・資金計画書、資力を明らかにした図書
- ・その他

4. 各種の手続き

(2) 近隣関係者への事前説明

○大規模な施設が設置されるに際しては、事前に近隣関係者とのコミュニケーションを通じて

- ・ 事業に関する理解と協力を求めること
- ・ 地域状況を踏まえて適切に配慮すること

が、以降の円滑な事業実施には必要不可欠である。

○そのため、事業者に対して、

- ・ **意見の申出に関する事項の周知**
- ・ **説明会の開催**
- ・ **意見の申出者への文書回答、協議**
- ・ **協議結果の市への報告**
- ・ **近隣関係者の了承**

を義務付けることとする。

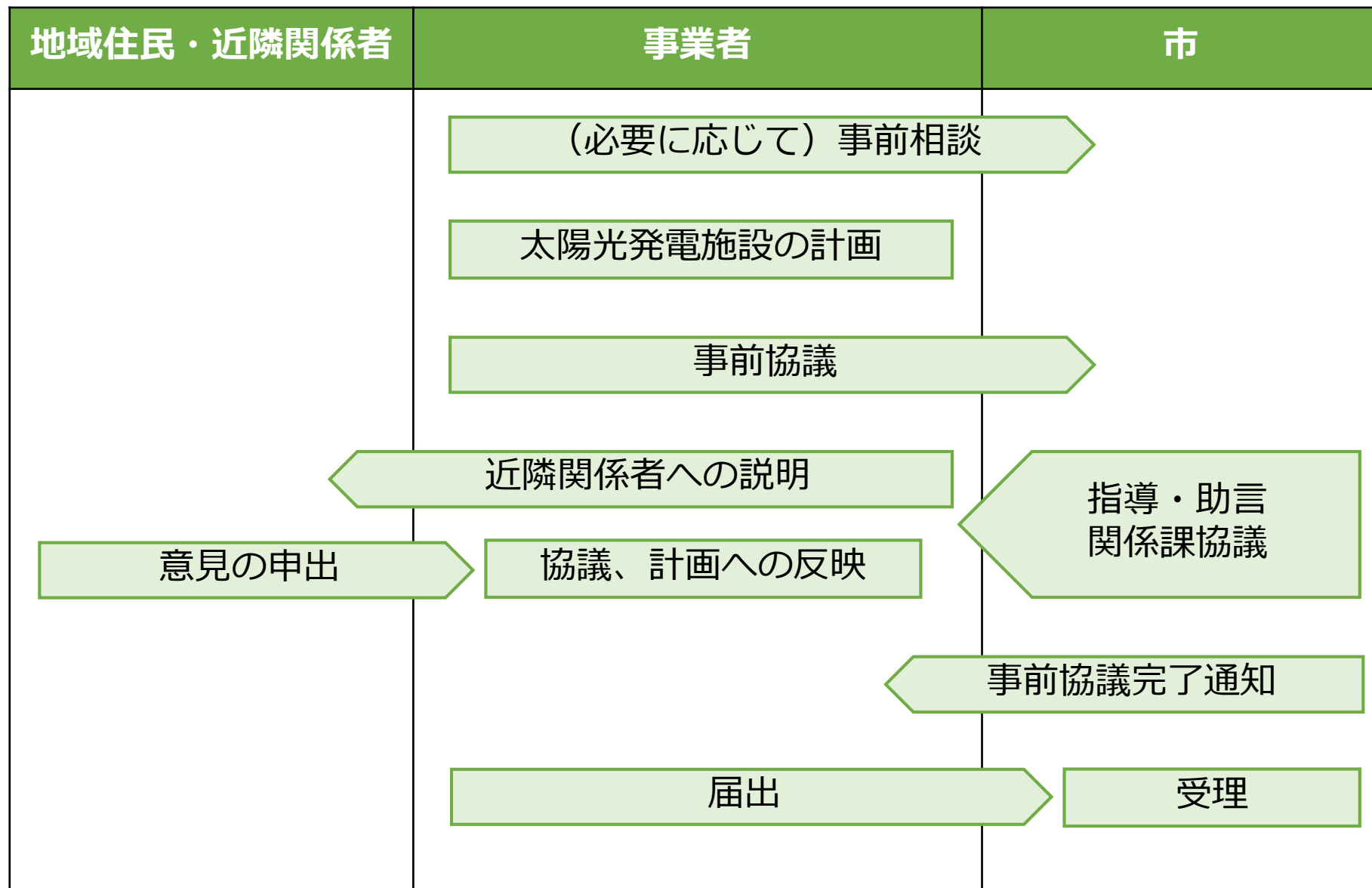
4. 各種の手続き

(2) 近隣関係者への事前説明（近隣関係者の定義）

○近隣関係者の範囲としては、以下を想定

- ・ 事業区域の境界から100m以内の居住者、土地or建物を所有or賃借する者
- ・ 事業区域の境界から100m以内を活動区域に含む自治会、認可地縁団体、連合自治会
- ・ 水利組合、漁業組合、森林組合

(3) 手続き全体のイメージ



○施設設置基準を、以下の観点から設定する。

①環境の保全

(例) 重要な動植物の保全、最小限の立木伐採、緩衝帯など

②景観の調和

(例) 眺望への配慮、施設の色彩、など

③防災上の措置

(例) 地盤状況の考慮、排水設備や排水先、法面保護、など

④その他

(例) 接道、事業標識の設置、など

- 市長が必要と認めるときは、事業者に対して**指導及び助言**を行うとともに、報告を求めることができる。
- 事業者が指導又は助言に従わない場合は、期限を定めて必要な措置を講ずるよう**勧告**できる。
- 事業者が、正当な理由なく勧告に従わない場合は、当該事業者の氏名及び住所並びに当該勧告の内容を**公表**する。

<想定される効果>

- FIT認定事業者に対しては、条例違反として公表・国に報告することで、FIT認定の取り消し等が可能となる。
 - 脱炭素に資する電力を調達している企業（＝社会性の高い企業）にとっては、条例違反が公表されている事業者からの電力調達は望ましくないと思慮される。
- 事業者の条例遵守意識の醸成に寄与する

(参考) 条例を制定している64自治体の状況

○事業者が指導に従わない場合の最終手段として、多くの自治体が「公表」を採用している。

	指導や助言・ 勧告等	勧告等や命令に従 わない場合の公表	罰金等の罰則
規定している 自治体数	63	56	2

(参考)

○地方自治法によれば、条例への違反に対しては最大100万円以下の罰金を規定することができる。

→太陽光発電施設の規制にとって有効な金額とはならない。

7. 条例の骨子（まとめ）

1) 特定の要件：以下の3要素をいずれも満たす場合は
手続きと施設設置基準の遵守を求める

○施設形態：野立てなど（建物等屋上は対象外）

○区域：保全区域（自然環境、生活環境、景観、防災）

○規模：500㎡以上

※規模10,000㎡以上の野立て等は、区域に関係なく対象

2) 求める手続き

○行政手続き：届出制とし、事前協議による指導機会の確保

○地元説明：説明会の開催、意見の申出と協議

3) 施設設置基準

○環境の保全、景観の調和、防災上の措置、その他

4) その他

○指導及び助言、勧告、公表

8. 今後について

1) 条例内容について

- 審議会のご意見を踏まえた内容整理
- 法務部局との調整（各項目についての法令としての妥当性、条例や施行規則に定めるべき項目の整理、など）

2) スケジュール

- パブリックコメント 令和5年11月～12月ごろ
- 条例制定：令和6年3月議会に上程
- 施行：周知期間3か月→令和6年7月施行